令和5年度における独立行政法人統計センターの 中小企業者に関する契約の方針

令和5年9月21日 独立行政法人統計センター

独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条第1項の規定に基づき、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和5年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和5年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者(官公需法第 2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)向け契約の金額が約1.4億円、 比率が66.9%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者(官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。)の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

- (1) 中小企業・小規模事業者の参加の拡大を図るため、物件等であって、一般競争入 札に関連する情報やそれらに係る落札結果等に関する情報及び発注計画に関する情 報をホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努め るものとする。
- (2) 物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行わ

れるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小 企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、「官公需相談窓口」を設置し、調達担当職員は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供する等、必要な助言に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を 明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、技術点の評価項目設定において、契約の履行確保に支障がない限り、過去の 実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するも のとする。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとすること等を 十分に検討(公平性についての検討を含む。以下同じ。)しつつ、価格面、数量面、工 程面等からみて分離・分割して発注すること等、可能な限り分離・分割して発注を行 うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、調達を費用対効果において優れたものとすること等を検討しつつ、商品等を種類ごとに分離すること、契約期間を一定期間ごとに分割すること等、分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

5 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組みにより平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮し、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。また、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとし、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

6 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、 適切な配送エリアの設定を行うよう努め、単価契約の際には、適正な予定数量を設定 するよう努めるものとする。

また、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな 調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪 影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、調達を費用対効果に おいて優れたものとすることに留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注 機会を確保するよう努めるものとする。

7 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 81 号)第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

8 調達における下位等級者の参加の推進

一般競争及び少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。また、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

さらに、一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の 競争参加を可能とするよう弾力的な運用に努めるものとする。

9 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

中小企業官公需特定品目(織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき 和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品)の発 注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。 また、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

10 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づき、調達案件に応じて、入札参加資格の弾力的な運用を行うことにより、技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大に努めるものとする。

11 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

統計データ利活用センターにおいて消費される物件等については、極力地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

12 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努めるものとする。

13 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む創意工夫の積極的な活用を図り、受注機会(公共事業を除く。)の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、 競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努 めるとともに、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価に努める ものとする。

14 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払(毎月払い等)を 行うよう配慮することに努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との契約において、契約における支払いまでの資金繰りの観点から、債権の譲渡が必要と認められる場合は、令和2年4月に施行された改正民法第466条第2項において、「発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた

場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないこと」とされた点にも留意の上、適切に対応を行うこと。

15 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずるよう努めるものとする。

(1) ダンピング防止推進の周知

ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行う よう努めるものとする。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 12 条の規定を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に努めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たっては、需要の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金額の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。)についても反映した額)等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

16 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

(1)契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途

中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記 15 に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(2) 契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

17 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- (1)公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- (2) 物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- 18 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する適切な対応 競争入札において、適格請求書等発行事業者でないことのみをもって、競争入札に 参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するもの とする。
- 19 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮 物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に 周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等をすることがな いよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。
- 20 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配 慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契

約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

(2)納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期について柔軟な対応を 行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後、速やかに支払 いを行うよう努めるものとする。

(3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けてい る需給の状況等を踏まえ、適切な予定価格を作成するものとする。

また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

(4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応

入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加 機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオン ラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやりとりをする 際はメールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上
 - ① あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。
 - ② 契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置 新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、 次のとおり取り組むものとする。
- (1)過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進 役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限 り、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよ

う評価項目の設定に配慮するものとする。

また、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう、調達ポータルサイトの情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

調達担当職員は、官公需の受注に意欲的な新規中小企業者の受注能力の向上に資するよう、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するもとのとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、受注機会の増大に努めるものとする。

- 第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
 - 1 本方針の適用範囲 本方針は、統計センターの全ての部署の契約に適用する。
 - 2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大のため、統計センター財務課長は、第 1の契約目標達成に向けて、実績の向上を図り、必要に応じて契約状況の現状分析を 行い、各調達担当部署に対し改善策を指示する。